

# 一般社団法人東京都トライアスロン連合（TMTU）

## 役員選任規程

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 一般社団法人東京都トライアスロン連合（以下「TMTU」という。）の役員（理事及び監事）の選任に関する事項は、TMTU 定款について定めるものの他、この規程の定めるところによる。

#### （役員を選任）

第2条 TMTU の役員を選任は、第4章で設置する役員候補者選考委員会が理事会に役員候補者を推薦し、理事会の承認のもとに会長が役員を選任に関する議案を社員総会に提出することによって行う。

- 2 前項の規定により、会長が、監事を選任に関する議案を社員総会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

### 第2章 理事候補者及び監事候補者の決定方法

#### （理事候補者の決定）

第3条 理事候補者については、TMTU 定款第19条第1項第1号に定める10名以上20名以内の範囲で、次の（1）（2）に掲げる者の中から、役員候補者選考委員会が決定するものとする。

- （1） TMTU 加盟団体により推薦する者
- （2） 理事会が推薦する者（外部有識者含む）
- （3） 前各号の理事候補者のうち40%以上を女性候補者、25%以上を外部有識者とするよう努めるものとする。
- （4） 理事候補者の50%以上は、TMTU 加盟団体により推薦する者とする。但し、TMTU 加盟団体により推薦する者が少ない場合又は当該推薦者が役員候補者選考委員会において理事候補者として適任ではないと判断された場合は、理事候補者の50%以上を理事会が推薦する者とする事ができる。

#### （監事候補者の決定）

第4条 監事候補者については、TMTU 定款第19条第1項第2号に定める3名以内の範囲で、次に掲げる者の中から、役員候補者選考委員会が決定するものとする。

- （1） 理事会が推薦する者（外部有識者含む）

### 第3章 役員の年齢及び再任

(年齢の制限)

第5条 理事及び監事の就任時の年齢は、18歳以上80歳未満でなければならない。

(就任・再任の制限)

第6条 理事及び監事は、通算5期を超えての就任・再任はできない。

2 前項の規定にかかわらず、理事の実績等に鑑み、中長期基本計画等に定める目標を実現する上で、当該理事が新たに又は継続して代表理事又は業務執行理事として務めることが不可欠である特別な事情があるとの「役員候補者選考委員会の評価」に基づき、理事として選任された場合には、通算5期を超えて就任・再任することができる。

#### 第4章 役員候補者選考委員会

(役員候補者委員会の設置)

第7条 この規程を公正及び適正に運用していくために、理事会の議決により「役員候補者選考委員会」を設置する。

#### 第5章 雑則

(本規程の変更)

第8条 この規程は、理事会の議決により変更することができる。

#### 附 則

1. この規程は、2022年4月1日から施行する。
2. 第5条及び第6条については、この規程の施行日後に選任された理事及び監事について適用する。

《2022年3月24日 理事会承認》